

(答申第29号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人からの「警察安全相談受理及び処理票」の開示請求に対し、岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、これを非開示とする旨の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

(1) 審査請求人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成26年9月11日付けで、次のとおり個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

警察安全相談受理及び処理票（管理番号：2014-000署-000）に記載された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件保有個人情報が記載された公文書は、警察安全相談取扱要綱（平成25年9月20日付け広第472号。以下「要綱」という。）に基づき作成される警察安全相談受理及び処理票と特定した。

その上で、本件開示請求に係る警察安全相談受理及び処理票（以下「本件請求対象公文書」という。）の内容は、請求者以外の第三者からの相談であって開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあり、かつ警察における相談業務等の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるので、条例第14条第2号及び第7号に該当するものとして、個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年9月17日付け広第476号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成26年9月23日付けで、岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

また、審査請求人は、審査請求書の形式不備につき、諮問庁から平成26年10月7日付け岐公委（広）第61号による補正命令を受け、平成26年10月21日付けで審査請求書の補正を行った。

4 諮問

諮問庁は、条例第24条の規定に基づき、平成26年11月4日付けで、本件審査請求に対する裁決について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件請求対象公文書に係る相談を行った者（以下「相談者」という。）は、審査請求人の面前で、公然と警察を呼んで被害を訴えており、警察への相談事実が審査請求人に知られることを受忍しているし、相談内容について審査請求人に対し秘密が保護されることも期待していない。

さらに相談者は、審査請求人を相手方とする民事訴訟において本件請求対象公文書の写し（相談者が行った個人情報開示請求に対し部分開示されたもの）を提出しており、相談内容の秘密保護の利益を完全に放棄している。

- (2) このような場合の相談に対する調査は、トラブルの相手方への事情聴取、目撃者への事情聴取等しかなく、相手方に知られることなく秘密裏に実施されるべき調査は全く存在しないので、調査の事実や要点について開示したところで、相談者との関係で保護に値する秘密性はなく、警察への相談目的が損なわれることはない。

仮に、本件で非開示情報があるとしても、せいぜい相談者の相談内容か、そのトラブルの相手方である審査請求人に秘密裏に実施された調査内容に限られるというべきで、その部分のみを分離することは容易である。

そして、審査請求人が開示を求めるのは、相談者の相談内容ではなく、むしろこれを除いた、審査請求人からの聴取内容部分、目撃者からの聴取内容部分である。

よって、本件請求対象公文書は条例第14条第7号には該当せず、該当するとしても部分開示が可能である。

- (3) また、条例第14条第2号イは、「法令等の定めるところにより又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を非開示情報から除外している。

審査請求人は医師であり、相談者の住所生年月日その他個人を特定する情報は審査請求人に知られることが予定されている。

本件請求対象公文書に含まれる程度の内容は、審査請求人に知られているか、知られてしかるべきものであり、非開示となるべき情報が含まれているとしても、その部分を分離、除外して開示すべきである。

よって本件請求対象公文書は条例第14条第2号にも該当せず、該当するとしても部分開示が可能である。

- (4) 以上のとおり、本件請求対象公文書の全部についての非開示決定処分は取り消されるべきである。

第4 実施機関の主張

諮問庁が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね以下のとおりである。

1 対象公文書について

本件請求対象公文書は、要綱に基づき作成される、県民からの警察に対する相談記録で

ある。

審査請求人からの開示請求は、特定の管理番号により相談記録を指定しており、実施機関において当該相談記録を確認したところ、審査請求人以外の第三者からの相談記録であることが確認された。

2 相談業務について

警察が行う相談は、生命、身体、財産上の問題等で不安を抱える県民が、その解決のために警察にアクセスすることを容易にし、もって県民の生活上の不安の解消等を目的とするものである。

その相談に関する秘密が守られなければ、相談者がその相談内容を関係者に知られてしまうのではないかという不安を抱き、警察へ相談に行くことを躊躇し、結果として不安の解消を図れないなど相談本来の目的を達成できないこととなる。

さらに、当該相談の調査項目や要点等を明らかにすることになり、結果として警察における相談業務等、公共の安全と秩序を維持するための警察活動に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第7号に該当する。

また、警察が行う相談は、特定人が警察に生命、身体、財産上の問題等の相談を行ったことを内容とするため、これが開示されると当該特定人のプライバシー権等個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、条例第14条第2号に該当する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件請求対象公文書が、民事裁判において、相談者から証拠書類として提出されていることから本件処分の取消しを求める旨を主張しているものと考えられるが、民事裁判の証拠書類として提出したことで相談者のプライバシー権が放棄されたと解されるものではない。

その他、審査請求人は、相談者が警察への相談事実が審査請求人に知られることを受忍しており、また審査請求人に対しては相談者の個人を特定する情報は知られることが予定されているとも主張する。

しかし、本件相談記録は、通報のあった警察署において相談対応を執ることが望ましいと判断され、相談者の心情等に配慮して作成されている。

さらに審査請求人は、民事訴訟において相談者から本件相談記録が提出されるまでその存在を知ることがなかったのである。

よって、諮問庁としては、本件審査請求を容認しない旨の答申を求める。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求対象公文書について

本件請求対象公文書は、要綱に基づき作成されている。

要綱において取扱う相談とは、「要望、意見、苦情等の名目を問わず、警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置」を求めるものである。

同要綱においては、相談が受理されると、相談者の人定事項及び相談概要について、「受理及び処理票」が作成され、その取扱いに関しては、「相談等に係る機微な個人情報を取

り扱うことに鑑み、相談等の内容や情報の性質に応じ、保秘を徹底し、関係者の名誉、信用、及び社会的地位を損なうことのないよう留意する」こととされている。

2 本件処分の妥当性について

本件請求対象公文書は、審査請求人（請求者）以外の第三者からの相談内容につき作成されたものであるから、相談者個人の情報が記載されており、これを開示することによりその者の権利利益を侵害するおそれがあり、条例第14条第2号に該当するものと認められる。

審査請求人は、相談者が、民事訴訟において本件請求対象公文書の写しを提出しており、相談内容の秘密保護の利益を完全に放棄しているから、相談内容が審査請求人に調査の事実や要点について開示したところで、相談者との関係で保護に値する秘密性はなく、警察への相談目的が損なわれることはない旨主張する。

しかし、相談者が、本件請求対象公文書の写しを民事裁判の証拠書類として提出したことをもって、プライバシー権を放棄したものと解されるものでもないから、審査請求人の主張には理由がない。

また、警察が行う相談は、生命、身体、財産上の問題等で不安を抱える住民が、その解決のために警察にアクセスすることを容易にし、もって、住民の生活上の不安の解消等を目的とするものであるところ、相談に関する秘密が守られなければ、相談しようとする者が、警察に相談したことや相談内容を関係者に知られてしまうのではないかという不安を抱き、警察へ相談に行くことを躊躇し、結果として生活上の不安の解消を図れないなど、相談本来の目的を達成できないこととなり、警察安全相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

また、安全相談の記録は、要綱の目的に即し、事案の内容を警察本部において書面にまとめたものであって、その内容が開示されれば、各事案に対する警察の対応や着眼点が明らかになるという点を考慮すると、審査請求人自身が述べた内容に関する記載であっても、条例第14条第7号に該当するものと認められる。

3 以上のことから、実施機関が本件請求対象公文書を、条例第14条第2号及び第7号を理由として非開示とした決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成26年11月4日	実施機関から諮問を受けた。
平成26年12月10日	実施機関から非開示決定理由説明書を受領した。
平成26年12月15日	審査請求人に非開示決定理由説明書を送付した。
平成27年1月8日	審査請求人から非開示決定理由説明書に対する意見書を受領した。
平成27年1月9日	実施機関に非開示決定理由説明書に対する意見書を送付した。

平成27年1月14日 (第56回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成27年2月19日 (第57回審査会)	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成27年4月8日 (第60回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	上谷 千津子	岐阜県商工会連合会女性部副部長	
会長	栗山 知	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	原山 美知子	岐阜大学工学部准教授	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)